

議 案 の 提 出（その2）

発議第 12 号

議第78号米沢市営八幡原体育館等の指定管理者の指定  
の一部変更についてに対する附帯決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和 4 年 12 月 19 日

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 米沢市議会議員 | 鳥 海 隆 太 |
| 賛成者 | //      | 中 村 圭 介 |
|     | //      | 島 貫 宏 幸 |
|     | //      | 山 田 富佐子 |
|     | //      |         |
|     | //      |         |
|     | //      |         |
|     | //      |         |

米沢市議会議長 様

## 議第78号米沢市営八幡原体育館等の指定管理者の指定の一部変更についてに対する附帯決議(案)

このたび上程された議第78号米沢市営八幡原体育館等の指定管理者の指定の一部変更については、本来、指定期間変更後の新たな指定管理者を指定する議案と同時に審査されるべき議案であるが、当局の事務処理の誤りにより、指定期間の短縮のみの議案となったものである。

米沢市営八幡原体育館等の指定管理者の指定については、令和3年 12 月定例会において株式会社テクノプラザ米沢を今後5年間の指定管理者とする議案が上程、可決された。

しかしながら、議案審査時点において指定予定の事業者が近い将来に法人清算を行う方向性とテクノプラザ米沢の施設売却(民間売買)の方針が決まっていたにもかかわらず、その事実を議会に報告、説明をしていないことが今年度になり判明した。

また、テクノプラザ米沢が米沢市営八幡原体育館と接続する極めて公共性の高い施設であることから、そのリスク管理と次の指定管理者選定に向けた公平性の担保について指摘したにもかかわらず、その検討が十分になされないまま施設の売買が今年9月に行われた。さらには、米沢市営八幡原体育館の指定期間満了後(議決による変更後)となる令和5年1月1日からは市直営による運営との説明を受けているが、その運営方針についてはいまだ数々の疑問が残る。

以上のように、議第78号に関連するこれまでの行政事務手続についてはあまりにも不誠実であると言わざるを得ない。その対応から議会と当局との信頼関係は大きく損なわれ、公明正大であることを旨とする議決の重さや尊厳をも揺るがしかねない重大な問題へと発展した。しかしながら、多くの市民が利用する米沢市営八幡原体育館を継続して開館することを最重要視した結果、議第78号については可決すべきものとする苦渋の決断に至ったものである。

よって、下記のとおり、今回のような事例の再発防止と今後の施設運営について十分な対応を求める。

### 記

1. 議会への情報提供については正確かつ誠意をもって対応し、信頼回復に努めること。
2. 米沢市営八幡原体育館の指定期間満了後の運営については、公明正大を旨とし行うこと。

以上